

市第80号議案 横浜市下水道条例の一部改正

1 条例改正の背景

浸水対策を効果的に推進することを目的として、平成27年7月に下水道法（昭和33年法律第79号）が改正され、局地的な大雨（いわゆるゲリラ豪雨）の頻発等に対して官民連携による浸水対策を推進していく必要がある区域を「浸水被害対策区域^{*}」として、地方公共団体の条例において定める旨の規定が追加されました。（下水道法第25条の2）

このたび、この法改正を受け、「浸水被害対策区域」の指定に関する規定を新たに設けるため、横浜市下水道条例を一部改正します。

なお、市内の「浸水被害対策区域」は、条例施行後、市長が区域を指定し、告示を行います。

※ 浸水被害対策区域（法第25条の2抜粋）

都市機能が相当程度集積し、著しい浸水被害が発生する恐れがある区域であって、当該区域における土地利用の状況からみて、公共下水道の整備のみによっては、浸水被害の防止を図ることが、困難であると認められるものとして公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める区域をいう。

2 条例改正の内容

- (1) 条例に基づく浸水被害対策区域の指定及び告示に関する規定を定めます。
（第2章第6節 浸水被害対策区域（第31条の2））
- (2) 規定の追加に伴う目次の整理（節の追加）をします。

3 施行期日

公布の日から施行します。

4 国による民間事業者への支援について

浸水被害対策区域に指定した区域において民間事業者が雨水貯留施設等を整備する場合に、次の制度の適用により国庫補助等を活用することができ、浸水対策の推進が図れます。

	制度名	補助率
国土交通省	特定地域都市浸水被害対策事業制度	事業費の最大1/3 （地方公共団体の助成額を上限とする）

【参考】

○浸水被害対策区域の指定について

浸水被害対策区域は、官民連携してまちづくりを進めることとしているエキサイトよこはま22（横浜駅周辺大改造計画）のセンターゾーンを想定しています。

エキサイトよこはま22では、基盤整備の基本方針としてまちづくりと連携した浸水対策を進めることとしています。中でも、地下街を有するセンターゾーンにおいては、浸水に対するまちの安全度向上を官民連携して進めることとしているため、この地区を浸水被害対策区域として、平成28年度中に指定、告示をする予定です。

<区域指定までのスケジュール>

平成28年12月市会	議案審議
平成28年12月	条例公布、施行
平成29年1月	浸水被害対策区域を指定、告示

